

○甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付要綱

令和元年7月1日

環第5号

(目的)

第1 この要綱は、脱炭素で循環型の社会の実現に向けて、環境への負荷の少ないクリーンエネルギー機器（以下「機器」という。）を設置する者に対し予算の範囲内において助成金を交付することにより、「甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を推進し、地球温暖化問題についての市民意識の高揚を図り、また、地域特性を生かした再生可能エネルギーの有効活用及び普及拡大を図ることにより、温室効果ガスの削減を推進することを目的とする。

(助成対象機器)

第2 助成の対象となる機器は別表第1に掲げるものをいう。

(助成対象者)

第3 助成の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に自ら又は生計を一にする者が居住し、又は居住する予定の住宅に機器を新たに購入し設置した者
- (2) 市税を完納している者
- (3) 機器の設置完了日から3ヶ月以内に申請を行う者

(助成金の額)

第4 助成金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第5 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 概要書（第2号様式）
- (2) 機器の設置完了日から3ヶ月以内がわかる書類の写し
- (3) 太陽光発電システムの発電出力等が記載された書類の写し
- (4) 蓄電池の形式等が記載された書類の写し
- (5) 機器の設置費に係る領収書の写し（工事費全体の場合は設置機器の金額が明記されている部分の書類の写しを添付）
- (6) 機器の設置状況及び住宅全体を示すカラー写真

(7)その他市長が必要と認める書類

- 2 助成金の交付は、住宅用蓄電池のみ設置又は、住宅用蓄電池・太陽光発電システム同時設置については1戸あたり年度内1回限りとする。また、木質ペレットストーブの助成金の交付は1戸あたり年度内1回限りとする。
- 3 市長は、申請書の助成金の額が予算を超えると認められるときは、申込みの受付を中止するものとする。

第6 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（データ提供等の協力）

第8 市長は、助成金の交付を受けた者に対し、必要に応じて発電量等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

（現地調査）

第9 市長は、助成事業を適正に執行するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 甲府市地球温暖化対策導入促進助成金交付要綱（平成24年4月1日環第2号）は廃止する。
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された助成金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

分類	機器	内容
住宅用蓄電池	住宅用蓄電池	<ul style="list-style-type: none">・住宅用蓄電池のみ設置した場合は、既設の住宅用太陽光発電システムに接続すること・定置型リチウムイオン蓄電池であり、容量が1kWh以上であるもの・非常時のみの運転でないもの・未使用であるもの
住宅用太陽光発電システム	住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none">・住宅用蓄電池と同時に設置し、接続すること・住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置で、発電出力が1kW以上10kW未満のシステム
木質ペレットストーブ	木質ペレットストーブ	<ul style="list-style-type: none">・木質ペレット（おが粉状にした木材に圧力を加え円柱状にしたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機器をいう。

別表第2（第4関係）

内容	助成額
住宅用蓄電池のみ設置	1基あたり50,000円とする。
住宅用太陽光発電システム及び蓄電池の同時設置	1基あたり100,000円とする。
木質ペレットストーブ	1基あたり30,000円とする。

第1号様式（第5関係）

令和 年 月 日

（あて先）甲府市長

（申請者）（〒 - ）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号（ ） - _____

甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付申請書

甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金の交付を受けたいので、甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 設置場所 甲府市

2 設置完了日

- (1) 住宅用蓄電池のみ設置 令和 年 月 日
- (2) 住宅用蓄電池・太陽光発電システム同時設置 令和 年 月 日
- (3) 木質ペレットストーブ 令和 年 月 日

3 設置助成対象設備及び助成金交付申請額

円（※印欄と同額）

助成対象設備の種類	助成金交付申請額
<input type="checkbox"/> 住宅用蓄電池のみ設置	円
<input type="checkbox"/> 住宅用蓄電池・太陽光発電システム同時設置	円
<input type="checkbox"/> 木質ペレットストーブ	円
（該当区分にレ点を記入してください。） ※ 交付申請額合計	円

★裏面も記入願います。

4 建築の区分 新築住宅 既築住宅

5 設置世帯の人数 _____人

6 助成金の振込先

金融機関名		支店名		種別	口座番号	口座名義人（申請者と同一）
						普通
金融機関コード		店番		当座		

7 添付書類

- (1) 概要書（第2号様式）
- (2) 機器の設置完了日から3ヶ月以内がわかる書類の写し
- (3) 太陽光発電システムの発電出力等が記載された書類の写し
- (4) 蓄電池の形式等が記載された書類の写し
- (5) 機器の設置費に係る領収書の写し（工事費全体の場合は設置機器の金額が明記されている部分の書類の写しを添付）
- (6) 機器の設置状況及び住宅全体を示すカラー写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

8 確認事項

機器の購入を伴わない次に該当する申請ではありません。

P P A、リースまたは無償設置その他これらに類する方式により設置した機器

建物の購入時に既に設置されていた機器

9 市税納付状況確認同意について

私は、甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付申請にあたり、私に係る甲府市市税条例による市税の納付の有無について、市が調査することに同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

第2号様式(第5関係)

対象設備の概要書

機器のメーカー名及び型式等を記入してください。

□ 住宅用蓄電池のみ設置

項 目	内 容
蓄電池メーカー名	
蓄電池 型式・品番	kWh
既設太陽光発電モジュール 規格（発電出力）	kW
既設太陽光発電モジュール 設置日	

□ 住宅用蓄電池及び住宅用太陽光発電システムの同時設置

項 目	内 容
蓄電池メーカー名	
蓄電池 型式・品番	kWh
太陽光発電モジュール メーカー名	
太陽光発電モジュール 型式・品番	
規格（発電出力）	kW

□ 木質ペレットストーブ

項 目	内 容
メーカー名	
型式・品番	

第3号様式（第6関係）

環 指 令 第 号
令 和 年 月 日

様

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のありました甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金
につきましては、甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付要綱第6の規定により、次のとお
り交付することに決定しましたので、通知します。

なお、助成金については振込手続き完了後、指定口座に振り込まさせていただきます。

助成金交付決定額 金 _____ 円

※虚偽の申請その他不正な手段により助成金を受けたと認められるときは、助成金の全部又は一
部の返還を求められる場合があります。